



# Weekly 第159号

## 個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース(ダイジェスト版)をお届けします。今週号は2020(令和2)年6月15日(月)~21日(日)。詳細は厚生労働省や各団体のHPなどで確認してください。**赤字は重要ニュース=計2枚。**(注)推進協HPで過去分も読めます。

### ■通所介護の特例報酬などを説明 厚労省がQ&A(6月15日)

厚労省は新型コロナウイルス感染で厳しい経営状況が続く通所介護の特例報酬の算定について「自治体から休業要請がなかった事業所でも2区分上の報酬を算定できる」などとするQ&Aを公表した(介護保険最新情報 vol. 847)

### ■費用負担の在り方で結論を 健康・医療・介護情報利活用検討会(6月15日)

第3回健康・医療・介護情報利活用検討会はオンライン資格確認等システムやマイナンバー制度などの既存のインフラの活用を進め、速やかに費用負担の在り方について結論を得る一の方針を確認した。

### ■東京0.10% 大阪0.17% 厚労省が抗体検査結果を公表(6月15日)

厚労省は新型コロナウイルスに感染を示す抗体検査(3都府県)の結果を公表した。東京0.10%、大阪0.17%、宮城0.03%で欧米などと比べ陽性率が低い。今後、国立感染症研究所が再感染の防止効果などを調べる。

### ■抗原検査 陰性でもPCR検査不要 症状があれば、確定診断(6月16日)

厚労省は、新型コロナウイルス感染を調べる抗原検査で「陰性」となった人に発熱の症状(発症から2~9日)があれば、PCR検査を受けなくても「感染」を確定診断できる一とした。

### ■通常国会が閉幕 改正社福法など成立(厚労省関係)(6月17日)

第201回通常国会が閉幕した。厚労省関係で成立した法律は▽改正労働基準法(未払い賃金の請求期間を当面3年に延長)▽改正社会福祉法(複合的に対応する「断らない相談」や外国人卒業者の暫定的な介護福祉士資格5年間延長など)▽雇用保険臨時特例法(新型コロナで休業となった労働者が事業者を通さず休業手当相当の支援金を受け取れる制度の創設)▽年金改革法(短時間労働者の厚生年金などへの段階的な加入拡大など)▽改正高年齢者雇用安定法(70歳までの就労確保=事業者の努力義務)など。

## ■コンビニを特定技能に追加 自民党が「骨太方針」に向け提言（6月17日）

自民党の外国人労働者等特別委員会は、在留資格「特定技能」の対象業種にコンビニエンスストアを追加するよう政府に要望することを決めた。政府が7月に策定する「骨太方針2020」にコンビニ追加を盛り込むよう求める。現在の対象は介護や農業など14業種。

## ■県境またぐ移動 全面解除 首都圏から観光地へ移動可（6月18日）

安倍首相は新型コロナウイルス感染拡大防止のため自粛を求めてきた「県境をまたぐ移動制限」を全面的に解除した。また社会経済の活動水準を引き上げ、最大1000人規模のコンサートや無観客のスポーツイベントなどの開催を可能とした。

## ■ベトナムなど4カ国の入国制限解除（6月18日）

安倍首相は政府の新型コロナウイルス感染症対策本部でベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランドからの入国を緩和する方針（当面、試行）を表明した。技能実習生の入国も可能となる。唾液が使えるPCR検査によって迅速な入国チェック体制を整備する。

## ■「感染者接触アプリ」サービス開始 政府が無料提供（6月18日）

新型コロナ感染者との接触をスマホに通知する政府の「感染者接触通知アプリサービス」（仮称）の提供が始まった。利用者に「陽性」が出ると、この人と半径1メートル以内、15分以上接触した利用者全員に「感染者接触」を知らせる通知が届く。感染拡大防止が目的だが、多数の利用者がいないと、防止効果が薄らぐ。

## ■唾液が使える抗原検査試薬を承認 加藤厚労相が発表（6月19日）

加藤勝信厚労相は唾液を検体とする抗原検査の試薬を承認したと発表した。公的医療保険が適用される。富士レビオ（東京）が開発。約30分で感染の有無を判定できる。従来の簡易検査より精度が高いという。